

船舶事故調査報告書

平成29年5月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年7月19日 13時20分ごろ
発生場所	群馬県千代田町の利根川 赤岩三等三角点から真方位215° 1,400m付近 (概位 北緯36° 12.4′ 東経139° 25.4′)
事故の概要	水上オートバイ第114季実子丸は、川岸に向け航行中、川岸に引き上げられていた2台の水上オートバイに衝突した。
事故調査の経過	平成28年7月22日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ 第114季実子丸、0.2トン 230-54144 埼玉、個人所有 B 水上オートバイ (船名不詳)、不詳 不詳、個人所有 C 水上オートバイ (船名不詳)、不詳 不詳、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、特殊 B 船長B、免状不詳 C 船長C、免状不詳
負傷者	なし
損傷	A 船首部破損 B 右舷船首部亀裂 C 右舷船尾部擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 2、視界 良好 水象：川面 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、川岸に係留しようとして機関を停止して前進惰力で接近中、B船及びC船に衝突した。
分析	A船は、船長Aが、機関を停止して前進惰力で接近したことから、B船及びC船を避けることができず、B船及びC船に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、船長Aが、機関を停止して前進惰力で接近したため、B船及びC船を避けることができず、A船がB船及びC船に衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・機関を停止すると操縦が困難になることに留意すること。